

# 合 併 協 定 書

澁 川 市      伊 香 保 町      小 野 上 村  
子 持 村      赤 城 村      北 橘 村

渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村（以下「6市町村」という。）は、6市町村による合併に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第3条第1項の規定に基づく渋川地区市町村合併協議会における協議結果を基本とし、以下のとおり協定する。

## 1 合併の方式

合併の方式は、新設合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成18年2月20日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、渋川市とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎は支所とする。

## 5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 関係市町村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、30人とする。
- (3) 特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙の選挙区については、全市域を1つの選挙区とする。
- (4) 議員報酬については、特例適用期間中は旧市町村それぞれの報酬額とし、特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については、新市において定める。

## 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

6市町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、合併後1年間、新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙委員の定数は30人とする。統合の際に4の選挙区を設定し、選挙区の区域と定数は、次のとおりとする。

- ・渋川市、伊香保町の区域 8人
- ・小野上村、子持村の区域 7人
- ・赤城村の区域 10人
- ・北橋村の区域 5人

なお、農業委員会等に関する法律第34条第1項適用期間中の委員報酬は、現行どおりとする。

## 7 地方税の取扱い

### (1) 個人市民税

個人市民税の均等割額は、地方税法の規定による標準税率（年額3,000円）を採用する。

個人市民税の所得割額は、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

個人市民税の納期は、4期（6・8・10・12月）とする。

### (2) 法人市民税

法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、渋川市及び子持村の例による。

ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。

### (3) 固定資産税

税率については、伊香保町の例による。

納期については、4期（4・7・9・1月）とする。

### (4) 軽自動車税

税率については、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橋村の例による。

納期については、渋川市、子持村、赤城村及び北橋村の例による。

### (5) たばこ税

たばこ税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

### (6) 入湯税

税率は、伊香保町の例による。

日帰り休憩の入湯税（50円）についても全域で課税するものとする。

課税免除については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

### (7) 鉱産税

鉱産税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

### (8) 都市計画税

税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とし、それ以降の税率については、新市において調整する。

納期については、固定資産税の納期による。

## 8 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 一般職の職員については、合併特例法第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 渋川地区医療事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (3) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (4) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。
- (5) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。  
なお、合併時、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

## 9 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

合併特例法第5条の4の規定に基づき、6市町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

## 10 町名、字名の取扱い

- (1) 字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 字の名称については、現行の字名を基本に合併時まで調整する。

## 11 財産の取扱い

各市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

## 12 慣行の取扱い

- (1) 新市の市章、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新たに定める。
- (2) 新市の市民憲章、都市宣言、キャッチフレーズ、キャラクターマークについては、新市において調整する。

## 13 組織及び機構

- (1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- (2) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。
- (3) 住民の声が適正に反映できる組織・機構とする。
- (4) 新市の組織・機構については、今後、定める「新市における組織・機構の整備方針」に基づいて整備する。

## 14 条例、規則等の取扱い

条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備する。

## 1 5 特別職等の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (2) 市議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (3) 行政委員会の委員数及び任期は、関係法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。
- (4) その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

## 1 6 一部事務組合等の取扱い

- (1) 6市町村のみで構成する一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。
- (2) その他の一部事務組合については、それを構成する市町村が、それぞれ合併の日の前日をもって当該組合（渋川地区広域市町村圏振興整備組合、群馬県六市自転車競走組合、烏帽子山植林町村組合、群馬県市町村総合事務組合、群馬県市町村会館管理組合及び渋川交通災害共済組合）から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 渋川市等公平委員会については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において渋川地区広域市町村圏振興整備組合と共同して公平委員会を設置する。
- (4) 渋川地域介護認定審査会については、6市町村が、合併の日の前日をもって当該審査会から脱退し、新市において合併の日に当該審査会に加入する。

## 1 7 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市において、段階的に調整するものとする。
- (2) 手数料については、6市町村で差異のないものは、現行のとおりとし、差異のあるものは、新市における速やかな一体性の確保と、負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

## 1 8 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

- ( 1 ) 6 市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。
- ( 2 ) 6 市町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- ( 3 ) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

## 1 9 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市発足後、速やかに調整するものとする。

- ( 1 ) 6 市町村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進を考慮し、調整する。
- ( 2 ) 各市町村独自の団体に対する補助金等については、制度の経過、従来の実績を尊重し、新市において調整する。
- ( 3 ) 6 市町村で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整する。
- ( 4 ) 各市町村独自の補助金については、事業の実績を踏まえて、新市全体の均衡を保つよう調整する。
- ( 5 ) 整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

## 2 0 附属機関等の取扱い

- ( 1 ) 同種の附属機関等については、統合するものとする。
- ( 2 ) 6 市町村独自に設置されている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。

## 2 1 国民健康保険事業の取扱い

### ( 1 ) 国民健康保険税

国民健康保険税の税率については、不均一課税とし、3 年以内に統一する。

課税限度額、賦課期日、算定基礎、軽減基準額については、6 市町村に相違がないため、現行のとおりとする。

納期については、渋川市及び子持村の例により年 8 回とする。

( 7 ・ 8 ・ 9 ・ 1 0 ・ 1 1 ・ 1 2 ・ 1 ・ 2 月 )

### ( 2 ) 給付事業

出産育児一時金については、渋川市の例による。

葬祭費は、6 市町村に相違がないため、現行のとおりとする。

高額療養費貸付制度については、渋川市、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村の例により、出産費等資金貸付制度については、渋川市の例による。

また、新市においては、いずれも統合後の社会福祉協議会に事務委託する。

### (3) 保健事業

国保直営診療所運営事業については、当分の間存続するものとし、合併後において、統廃合等の検討を行う。

24時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により、継続して実施する。

国保人間ドック検診費助成については、渋川市の例による。ただし、脳ドックについては、3年に1回の助成とする。

### (4) 福祉医療助成事業

福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、合併時に調整することとする。

## 2.2 介護保険事業の取扱い

(1) 介護保険事業計画については、現行のとおりとする。

なお、次期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)については、合併時まで速やかに策定体制等を調整し、新市において策定する。

(2) 介護保険料及び保険料減免制度については、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から同一のものを適用する。

なお、納期については、国民健康保険税の納期による。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置については、合併時に5町村の例により統一する。

(4) 介護認定審査会については、合併時に調整する。

## 2.3 消防団の取扱い

(1) 消防団は、合併時に統合する。

(2) 分団の組織等は、現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。

## 2.4 各種事務事業の取扱い

### 2.4-1 自治会・行政連絡機構の取扱い

自治会制度等については、現行の制度を継続するものとし、合併後速やかに調整する。

ただし、町内会館等建設補助等については、合併時に新たな要綱を制定する。

### 2.4-2 消防・防災関係の取扱い

(1) 防犯灯電気料、防犯灯設置、維持管理等助成については、現行の制度を継続するものとし、新市において調整する。

(2) 地域防災計画については、各市町村の地域防災計画を基本とし、新市において速やかに策定する。

(3) 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において速やかに

整備するものとする。

#### 2 4 - 3 納税関係の取扱い

- ( 1 ) 納税組合報奨金、優良納税組合表彰については、合併時までには廃止する方向で調整する。
- ( 2 ) 口座振替金融機関等及び口座振替手数料については、合併時に調整する。
- ( 3 ) 市町村税等の収納及び徴収体制については、合併時に新たな体制に調整する。

#### 2 4 - 4 姉妹都市、国際交流等の取扱い

- ( 1 ) 都市交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- ( 2 ) 国際交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。

#### 2 4 - 5 電算システムの取扱い

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように合併時に統合する。ただし、単独処理システムについては、新市において調整する。

#### 2 4 - 6 広報広聴の取扱い

- ( 1 ) 広報紙の発行については、渋川市の例による。ただし、「市勢要覧」、「グラフしづかわ」、「ふるさと通信」、「市民便利帳」及び「ホームページ」については、新市において検討する。
- ( 2 ) 住民の声制度については、新市において調整する。
- ( 3 ) 表彰制度については、新市において調整する。

#### 2 4 - 7 住民窓口業務の取扱い

- ( 1 ) 住民基本台帳の閲覧については、渋川市の例による。ただし、世帯単位ではなく、個人単位の閲覧とする。
- ( 2 ) 印鑑登録事務については、合併時に渋川市の例による。
- ( 3 ) 昼休みの窓口対応については、現行どおりとし、夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例による。

#### 2 4 - 8 保健衛生事業の取扱い

- ( 1 ) 成人検診事業については、新市において調整し、統一的に実施する。
- ( 2 ) 母子保健事業については、新市において調整し、統一的に実施する。
- ( 3 ) 救急医療対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ( 4 ) 保健福祉センター施設の管理・運営については、現行のとおりとし、新市において状況をみながら随時調整する。

## 2 4 - 9 ごみ処理事業の取扱い

- ( 1 ) 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、新市において調整する。
- ( 2 ) 資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橋村の例による。
- ( 3 ) 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一する。

## 2 4 - 1 0 交通関係事業の取扱い

- ( 1 ) バス運行については、合併時は現行のとおりとする。
- ( 2 ) バス利用促進対策については、合併時に統一する。

## 2 4 - 1 1 環境対策事業の取扱い

- ( 1 ) 環境基本計画については、渋川市及び赤城村の計画をふまえ、新市において策定する。
- ( 2 ) 環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 2 4 - 1 2 各種福祉制度の取扱い

- ( 1 ) 各種福祉制度については、次のとおり調整する。
  - 障害者計画・高齢者保健福祉計画については、渋川市の見直し時期（平成 1 7 年度）に策定する。
  - 障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整する。
  - ただし、介護慰労金支給事業、敬老祝金支給事業及び長寿者顕彰については、合併時に渋川市の例により統一する。
  - また、児童手当・児童扶養手当・特別扶養手当については、現行のとおりとする。
- ( 2 ) その他福祉事業については、次のとおり調整する。
  - 生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施する。
  - 災害援助関係に係る災害援助・災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一する。

## 2 4 - 1 3 保育料の取扱い

- ( 1 ) 保育所については、現行の保育所数のまま新市に引き継ぐ。
- ( 2 ) 保護者負担金については、合併時に渋川市の保育料徴収基準表の例による。
  - ただし、合併後 5 年以内に保育料平均額を国の基準の概ね 6 0 % に統一する。

## 2 4 - 1 4 農林水産関係事業の取扱い

- ( 1 ) 農業集落排水処理施設及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者分担金については、現行のとおりとし、使用料については、渋川市の例に用途区分「臨時用 1 m<sup>3</sup>につき 2 0 3 円」を加える。  
また、水洗便所改造資金貸付制度等については、渋川市の例による。
- ( 2 ) 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において新たに策定する。
- ( 3 ) 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整する。  
また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。
- ( 4 ) 水田農業経営確立対策事業については、新市において調整する。
- ( 5 ) 農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給は渋川市の例による。
- ( 6 ) 農業基盤整備事業、園芸振興対策事業、畜産振興事業、及び林業振興事業については、現行のとおり継続し、新市において調整する。

## 2 4 - 1 5 商工・観光関係事業の取扱い

- ( 1 ) 金融制度については、次のとおりとする。  
小口資金については、現行のとおりとし、新市において調整する。  
商業活性化資金については、渋川市、赤城村及び北橘村の例による。  
商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整する。
- ( 2 ) 商店街等振興対策については、新市において調整する。
- ( 3 ) 観光事業に係る「まつり」、「イベント」については、現行のとおりとする。
- ( 4 ) 勤労者対策については、次のとおりとする。  
勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業については、渋川市の例による。  
定住促進住宅建設利子補給事業については、当面の間、現行のとおりとする。
- ( 5 ) 優良企業誘致促進事業については、新市において調整する。

## 2 4 - 1 6 建設関係事業の取扱い

- ( 1 ) 市町村道等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において認定番号等の調整を行う。
- ( 2 ) 道路占用料については、道路法等の規定に準拠し、合併時に統一する。
- ( 3 ) 公共物使用料及び生産物採取料については、合併時に統一する。
- ( 4 ) 道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例による。
- ( 5 ) 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅、再開発住宅及び借上賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

## 24-17 都市計画の取扱い

- (1) 都市計画区域、区域区分及び地域地区等の都市計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。
- (2) 現在施行中の都市計画事業については、新市において引き続き推進する。
- (3) 宅地開発指導については、合併時に新たな要綱を制定し統一する。

## 24-18 上水道等の取扱い

- (1) 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。
- (2) 給水装置工事手数料等については、渋川市の例による。

## 24-19 公共下水道等の取扱い

- (1) 下水道計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとする。
- (2) 下水道使用料については、渋川市の例による。ただし、伊香保町については、5年間で段階的に調整する。  
なお、用途区分に「温泉汚水(1m<sup>3</sup>につき14円)」を加える。
- (3) 個別排水処理施設の使用料については、合併時に公共下水道使用料に統一する。ただし、基本料金は8m<sup>3</sup>まで300円とする。  
なお、分担金は新市において調整する。
- (4) コミュニティ・プラントについては、処理施設は現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は公共下水道使用料に統一する。
- (5) 水洗便所改造資金貸付制度等は渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市、伊香保町、赤城村及び北橘村の例による。

## 24-20 学校教育の取扱い

- (1) 小学校、中学校については、現行のとおりとする。
- (2) 奨学金貸付制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整する。
- (3) 通学バス運行及び遠距離通学児童・生徒通学費補助については、現行のとおりとする。
- (4) 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。
- (5) 幼稚園については、次のとおりとする。  
公立幼稚園の保育料については、渋川市の保育料を基本に合併後5年を目途に調整する。  
送迎マイクロバスの運行については、現行のとおりとし、その利用

料は、北橋村の例による。

減免制度については、新市において調整する。

私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとする。

#### **2 4 - 2 1 社会教育の取扱い**

( 1 ) 生涯学習、芸術文化振興、公民館、青少年教育の各種事業については、現行を基本に新市において調整する。

( 2 ) 成人式については、新市において統一の実施に向けて調整する。

( 3 ) 文化財整備については、新市において整備計画を策定し、順次実施する。

( 4 ) 体育祭及び市民スポーツ祭については、新市において統一の実施に向けて調整する。

#### **2 4 - 2 2 その他事務事業の取扱い**

( 1 ) 指定金融機関は、群馬銀行とする。

( 2 ) 指定代理金融機関は、北群馬信用金庫、北群渋川農業協同組合及び赤城橋農業協同組合とする。

( 3 ) 収納代理金融機関は、6市町村において現在指定しているすべての金融機関とする。

### **2 5 新市建設計画**

新市建設計画については、別添の「新市建設計画」に定めるとおりとする。

## 別紙

### 渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村 及び同郡北橋村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書

#### (設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4の規定に基づき、合併前の渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (名称)

第2条 審議会の名称及び対象区域は、次のとおりとする。

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| (1) 渋川市渋川地区地域審議会  | 合併前の渋川市の区域      |
| (2) 渋川市伊香保地区地域審議会 | 合併前の北群馬郡伊香保町の区域 |
| (3) 渋川市小野上地区地域審議会 | 合併前の北群馬郡小野上村の区域 |
| (4) 渋川市子持地区地域審議会  | 合併前の北群馬郡子持村の区域  |
| (5) 渋川市赤城地区地域審議会  | 合併前の勢多郡赤城村の区域   |
| (6) 渋川市北橋地区地域審議会  | 合併前の勢多郡北橋村の区域   |

#### (設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

#### (所掌事務)

第4条 審議会は、対象区域に係る次に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関すること。
- (2) 新市建設計画の執行状況に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる。

#### (組織)

第5条 審議会は、それぞれ20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれの審議会の対象区域に住所を有する者のうちから、市長が任命する。

#### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

#### (会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、当該審議会の委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

( 会議 )

第 8 条 審議会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、市長が招集する。

2 会議は、毎年度、開催するものとする。

3 同一の審議会に属する委員の 4 分の 1 以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、市長はこれを招集しなければならない。

( 会議の運営 )

第 9 条 会議は、当該審議会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。

4 議長は、審議上必要があると認めるときは、当該審議会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 10 条 審議会の庶務は、審議会ごとに、それぞれ対象区域に置く支所において処理する。

2 各審議会の庶務の調整は、企画担当部署において処理する。

( 委任 )

第 11 条 この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

ただし、第 8 条第 2 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年12月12日

渋川市長

木暮治一 

伊香保町長

関口俊二 

小野上村長

小野利治 

子持村長

阿久津貞司 

赤城村長

永井良一 

北橋村長

木村肇一 

立 会 人

渋川市議会議長

宮下 岳

伊香保町議会議長

小池春雄

小野上村議会議長

平右由衛

子持村議会議長

垣田彦一郎

赤城村議会議長

角田一民

北橋村議会議長

梶野義雄